

平成 2 6 年度

第 1 2 回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成27年2月27日、千葉市農業委員会農地部会長 伊原 茂久は、平成26年度第12回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- | | | |
|-------|---|-------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定に係る買受適格証明願について(公売) | (6件) |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (16件) |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | (1件) |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (7件) |
| 議案第5号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) | (10件) |
| 議案第6号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について | (1件) |
| 議案第7号 | 千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について | (41件) |
| 議案第8号 | 千葉市農業委員会農地法第4条第1項の許可及び第5条第1項の許可に係る審査基準の一部改正について | (1件) |
| 議案第9号 | 千葉市農業委員会農地造成の適正化に関する要綱の制定について | (1件) |
| | | |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | (7件) |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について | (14件) |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | (26件) |
| 報告第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について | (1件) |
| 報告第5号 | 農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について | (1件) |
| 報告第6号 | 地目変更について | (15件) |
| 報告第7号 | 千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条) | (12件) |

<出席委員>（17名）

1 番	伊 原 茂 久（農地部会長）	2 番	小 川 正 義
3 番	石 井 一 也	4 番	高 澤 義 信
5 番	西 郡 高 夫	6 番	長谷川 政 美
7 番	小 川 友 安	8 番	小 川 政 二
9 番	田 中 和 夫（職務代理者）	10 番	黒 宮 昇
11 番	野 崎 好 知	12 番	浅 川 政 明
13 番	安 井 誠 一	14 番	植 草 隆 晴
15 番	布 施 貴 良	16 番	花 島 豊 勇
17 番	市 原 孝		

<欠席委員>（0名）

<事務局説明員>

事務局長	山 崎 哲 保	次 長	楠 原 弘
次長補佐	御 園 えみ子	農地審査係長	吉 田 浩 司
農業振興係長	小 川 剛	農地指導係長	角 田 一 郎

開 会（午後１時３０分）

議 長
(伊原部会長)

ただ今から平成２６年度第１２回農地部会を開会いたします。

本日は、委員１７名中、１７名出席ですので、会議は成立しております。

日程第１の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。５番・西郡 高夫委員、６番・長谷川 政美委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第２の議事に入らせていただきます。

はじめに、**議案第１号「農地法第３条の規定に係る買受適格証明願について（公売）」**を上程いたします。

第１分科会委員長、ご説明願います。

第１分科会委員長
(西郡高夫委員長)

ご説明いたします。

買受適格証明願につきましては、申請者の要件が農地法上 適格であるかを判断し、買受適格証明書を交付するものです。

その後、買受適格証明書を交付された者が落札人となり、改めて農地法第３条の許可申請書が提出され、買受適格証明書の交付時と同一内容であると認めた場合は、速やかに許可指令書を交付することになっております。

したがいまして、買受適格証明書の交付の承認決定と、落札した場合の農地法第３条の許可が相当かを併せて審議するものです。

それでは、申請内容についてご説明いたします。

なお、第１項から第３項につきましては、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

はじめに、第１項です。本件の申請者が第２項の申請者と同一であるため、一括してご説明します。

資料の１－１、１－２をご参照願います。

本案件は、東金市在住の方が、東京国税局が執行する公売に参加し、経営規模を拡大するため、当該地を買い受けたいとするものです。

面接した権利者によりますと、自宅は千葉市側に近く、

通作時間は15分程度とのことです。

次に、第3項は資料の1－3をご参照願います。

本案件は、酒々井町在住の方が、東京国税局が執行する公売に参加し、経営規模を拡大するため、当該地を買い受けたいとするものです。

面接した権利者によりますと、千葉市の農地を取得する理由は、大消費地である千葉市で直売所をしたいからとのことです。

次に、第4項は資料の1－4をご参照願います。

本案件は、若葉区野呂町在住の方が、東京国税局が執行する公売に参加し、経営規模を拡大するため、当該地を買い受けたいとするものです。

次に、第5項です。本件の申請者が第6項の申請者と同じであるため、一括して、ご説明します。

資料の1－5・6をご参照願います。

本案件は、若葉区野呂町在住の方が、東京国税局が執行する公売に参加し、経営規模を拡大するため、当該地を買い受けたいとするものです。

第1分科会としましては、いずれも農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しているものと判断し、買受適格証明書の交付につきましては承認相当とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可相当と意見決定しました。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

事務局より、補足説明をお願いします。

事務局

分科会での質疑内容について報告します。

公売の対象地の境界確認についてですが、境界の確認までは求めておりません。

公売の留意事項では、「土地の境界については、隣接地の所有者と接面道路の利用については、道路所有者とそれぞれ協議してください。」と記載されております。

また、対象地内に何かものがあるという意見がありましたが、「動産の処理は買受人の責任において行うことにな

	ります。」と記載されております。 以上です。
議 長 (伊原茂久部会長)	ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。
議 場	——— 質問・意見等なし ———
議 長 (伊原茂久部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第1分科会委員長の説明のとおり、買受適格証明書の交付については承認とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙手 ———
議 長 (伊原茂久部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、買受適格証明書の交付については承認とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。 なお、第14項から第16項につきましては、議案第5号との関連案件ですので、後程、上程いたします。 それでは、第1分科会委員長、ご説明願います。
第1分科会委員長 (西郡高夫委員長)	ご説明いたします。 なお、第1項から第5項につきましては、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。 はじめに、第1項は資料の2－1をご参照願います。 本案件は、若葉区中野町の農業者が、農業生産法人として農業に参入するため、申請地を売買により取得したいとするものです。 面接した法人の関係者によりますと、申請地では法人が行っている養豚用の飼料を栽培するとのことです。

次に、第2項です。本件の申請者が第5項までの申請者と同一であるため、一括して、ご説明します。

資料の2-2～5をご参照願います。

本案件は、東京都江東区在住の方が新規就農者として、第2項については使用貸借権、第3項から第5項については賃借権を設定したいとするものです。

面接した権利者によりますと、申請地では大根、かぶ、白菜などを栽培するとのことでした。

次に、第6項は資料の2-6をご参照願います。

本案件は、若葉区大広町在住の方が、経営規模を拡大するため、賃借権を設定したいとするものです。

次に、第7項は資料の2-7をご参照願います。

本案件は、若葉区大広町在住の方が、経営規模を拡大するため、売買により取得したいとするものです。

次に、第8項は資料の2-8をご参照願います。

本案件は、若葉区都賀の台在住の方が、経営規模を拡大するため、売買により取得したいとするものです。

次に、第9項です。本件は第10項と関連案件であるため、一括して、ご説明します。

資料の2-9・10をご参照願います。

本案件は、若葉区高根町在住の夫婦が、父である義務者から農業経営を引き継ぐため、贈与により取得したいとするものです。

次に、第11項は資料の2-11をご参照願います。

本案件は、若葉区上大和田町在住の方々が、経営規模を拡大するため、売買により取得したいとするものです。

次に、第12項は資料の2-12をご参照願います。

本案件は、若葉区桜木在住の方が、経営規模を拡大するため、売買により取得したいとするものです。

次に、第13項は資料の2-13をご参照願います。

本案件は、緑区高田町在住の方が、自宅に近く耕作に便利のため、売買により取得したいとするものです。

第1分科会としましては、いずれも農地法第3条第2項

議長
(伊原茂久部会長)

事務局

議長
(伊原茂久部会長)

議長

議長
(伊原茂久部会長)

議長

議長
(伊原茂久部会長)

各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、第1項についてはそれらに加え、同法第2条第3項各号の「事業要件」、「構成員要件」及び「役員要件」に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

事務局より、補足説明をお願いします。

分科会での質疑内容について報告します。

第2項から第5項までの同一の権利者についてですが、この方は、申請書の住所は東京都ですが、生活上の本拠は申請地に近い越智町で、申請地の一部は数年前から借用により耕作しているとのこと。

このたび、正式な手続きを取りたいとして、申請されました。

以上です。

ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

——— 挙手 ———

賛成全員でございますので、議案第2号第1項から第13項は、許可と決定いたします。

次に、**議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」**を上程いたします。

第1分科会委員長 (西郡高夫委員長)	第1分科会委員長、ご説明願います。 ご説明いたします。 資料3-1をご参照願います。 本案件は、長屋住宅用地とするものです。 申請地は、千葉都市モノレールスポーツセンター駅から東へ、約500mに位置する農地です。 農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。 被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽により流出を抑制し、道路側溝に接続します。 周囲はブロックを設置し、土砂の流出を防止します。 第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 以上でございます。
議 長 (伊原茂久部会長)	ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
議 場	——— 質問・意見等なし ———
議 長 (伊原茂久部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙手 ———
議 長 (伊原茂久部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第1分科会委員長
(西郡委員長)

第1分科会委員長、ご説明願います。

ご説明いたします。

なお、第1項から第3項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

初めに、第1項です。

資料の4-1をご参照願います。

本案件は、資材置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、犢橋高等学校に近接する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

現況は休耕で、周辺には住宅地や事業所が広がっております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

周囲は、木柵を設置し、管理します。

次に、第2項です。

資料の4-2をご参照願います。

本案件は、資材置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、県立千葉大宮高等学校の東 約450メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕で、隣接する農地はございません。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第3項です。

資料の4-3をご参照願います。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千城台南小学校から 南西へ 約270mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

現況は休耕で、周辺には住宅地が広がっております。
被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は、各戸に設ける浸透槽により流出を抑制し、道路側溝に接続します。
周囲は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第4項です。資料の4-4をご参照願います。
本案件は、駐車場用地とするため、売買により所有権を取得するものです。

申請地は若葉消防署 大宮出張所から 北へ 約300mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透により処理します。

次に、第5項です。資料の4-5をご参照願います。
本案件は、専用住宅を建築するため、売買により所有権を取得するものです。

申請地は、ほまれ幼稚園から 南へ 約160mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透により処理します。

次に、第6項です。
資料の4-6をご参照願います。
本案件は、使用貸借により公衆用道路用地とするものです。

申請地は、雪印種苗千葉研究農場に近接する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を道路側溝で処理します。

次に、第7項です。
資料の4-7をご参照願います。
本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、若松中学校から東へ 約180mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農

議 長
(伊原茂久部会長)

地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は、各戸に設ける浸透槽により流出を抑制し、道路側溝に接続します。

周囲は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

事務局より、補足説明をお願いします。

事 務 局

分科会での質疑内容について報告します。

第6項についてですが、道路を拡幅し、千葉市が管理者となりますが、道路拡幅後は、本件の権利者と近傍の事業者との協議により、近傍の事業者が道路拡幅の部分を義務者から買取り、市に寄付することとなります。

以上です。

議 長
(伊原部会長)

ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

議 場

——— 質問・意見等なし ———

議 長
(伊原 部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

議案第4号について、第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長
(伊原部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。

次に、**議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」**、及び、関連案件であります**議案**

第1分科会委員長
(西郡高夫委員長)

第2号第14項から第16項を上程いたします。

第1分科会委員長、御説明願います。

ご説明いたします。

まず、第1項は、第2項と一体の案件ですので、一括して御説明いたします。資料の5－1・2をご参照願います。

本案件は、袋地である農地の軽微な農地改良を実施するため、他の方の農地を一時的に通路用地として使用するため、使用貸借権を設定するというものです。

申請地は、千葉刑務所の北東約200メートルに位置する農地で、農地区分は市街地化が著しい区域に近接する農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

使用期間中は、鉄板を敷きます。

一時転用期間は、本年3月23日から3か月間です。

続いて、第3項ですが、第4項と一体の案件ですので、一括して御説明いたします。また、第5項・第6項も、それぞれ権利者は異なりますが、類似の案件であることから、一括して御説明いたします。また、議案第2号第14項から第16項も関連いたしますので、併せて御説明いたします。

本案件は、営農型太陽光発電設備用地として使用したいとする件です。

資料5－3～6の位置図をご参照願います。大網街道の越智はなみずき台入口交差点の北東約550メートルに位置する農地です。

農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

設置者は、いずれも横浜市に本社を置く法人で、支柱・電柱部分に賃借権を設定するほか、設備設置部分に区分地上権を設定いたします。

設備の下での栽培予定作物はミョウガで、申請者の提出した資料によりますと、通常の栽培環境での収量を100パーセントとした場合、約92パーセントの収量が見込まれるとのことです。

設備は、東京電力との契約期間である20年間は設置し続ける予定ですが、農林水産省通知により3年ごとに許可を取り直すこととされているため、一時転用期間は本年3月から3年間となっております。

議 長
(伊原茂久部会長)

事 務 局

続いて、第7項です。現地調査案件です。資料は、5－7の位置図を御覧ください。

本案件は、隣接する土地で採取する砂利の一時堆積場所として使用するため、賃借権を設定するというものです。

申請地は、千葉経済学園小間子運動場の北東約200メートルに位置する農地です。申請地の現況は休耕で、周辺は耕作地が広がっているほか、産業廃棄物最終処分場に近接しております。

農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

堆積する砂利は、法面処理により崩落を防止するほか、安全確保のため、周囲を鋼板塀で囲います。

一時転用期間は、許可後から本年12月までとなっております。

続いて、第8項ですが、第9項・第10項と一体の案件ですので、一括して御説明いたします。資料の5－8～10を御覧ください。

本案件は、富田都市農業交流センターの指定管理者である組合が、同センターの実施するイベントに関連して、センター周辺の農地を来客用駐車場及びイベントスペースとして一時的に使用するため、使用貸借権を設定するというものです。

いずれも農用地区域内の農地です。

一時転用期間は、本年3月から5月までとなっております。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

事務局より、補足説明をお願いします。

まず、議案第3項から第6項の営農型太陽光発電設備設置について、補足事項を御説明いたします。

議案書18ページ・19ページをご覧ください。第3項、第5項、第6項は、義務者が同一で、3の方が共有する農地です。また、第4項は、このうちのお1の方が単独で所有する農地です。一方、権利者は、いずれも横浜市に

本社を置く、自然エネルギー発電等に係る業務を行っている法人で、第3項と第4項は同一の権利者による一体の案件です。

営農型太陽光発電については、本市では既に7件の許可を行っており、今回の実質3件の申請が8件目・9件目・10件目となります。

次に、資料5-3～6の土地利用計画図をご覧ください。一時転用議案各項のエリアを、太線で示しました。パネル1枚のサイズは約1.6メートル×1メートルで、これを縦4枚、横6枚、合計24枚をすき間なく繋げて、1つのユニットを形成し、このユニット1つに、1つの架台を設けます。そして、第3項から第6項、全部で、36ユニット、864枚のパネルが並ぶことになります。

資料を1ページおめくりください。設備設置後の栽培予定作物はミョウガですが、資料にお示ししたように、東西方向に長く、畝と通路を交互に設置いたします。基本的に、農業用機械は用いず、手作業で栽培するとのことでございます。

資料の次のページに、発電設備の立面図を掲載いたしました。パネルは、南側に20度傾けて設置いたします。支柱の間隔は南北方向に3.3メートル、東西方向に2.8メートル、パネルの設置高さは地上約2メートルです。支柱は、基礎固めはせず、地中1.7メートルの深さに埋め込みます。

資料を1ページおめくりください。設備の概要及び営農計画の概要をまとめました。

発電出力、年間予測発電量は、記載のとおりです。また、売電見込額、設置費用も、表の中にお示しました。

隣接する農地は無く、道路を挟んだ西側に農地はあるものの、朝の日影が部分的にかかる程度となっております。申請地の現況は休耕の畑で、草刈がなされている状況です。

設備設置後のミョウガの収量見込みですが、通常の栽培環境での収量を100パーセントとした場合、約92パーセントの収量が見込まれるとのことです。その根拠ですが、秋田県農業試験場によるミョウガ栽培に関する論文があり、この論文によると、遮光率16パーセントで最高収量が得られたとのことで、一般的なミョウガ栽培は完全な露天で行われるのではなく、この程度の理想的な遮光率のもとで行われているものと、まずは推定をいたしております。その上で、今回の設備での太陽光線量を基に算出した遮光率が約35パーセントであることから、同論文に示さ

れた結果にあてはめたところ、約 92 パーセントの収量見込みとの結果が導かれたものでございます。よって、農林水産省通知でいうおおむね 2 割以上の減収とはならないものと考えられます。

第 3 項から第 6 項の補足事項は以上でございます。

続いて、第 7 項の砂利置場用地の案件について、補足事項を御説明いたします。

本件は、先月の農地部会で農地法第 3 条に基づく所有権移転を許可した若葉区小間子町の農地の、一時転用に関する案件です。

まず、本件の概要についてですが、申請地の近くに存在する産業廃棄物最終処分場が区域拡張するのに伴い、この拡張区域の地盤を深く掘り下げる必要があります、それに伴い発生する土砂や砂利を、申請地の農地に一時的に堆積したい、というものです。この地盤の掘り下げは、発生する土砂や砂利を販売等の目的に供することとしているため、砂利採取法に基づく県の認可を得た砂利採取事業として実施いたします。

本件権利者は、中央区市場町に本社を置く法人で、既存の産業廃棄物最終処分場の設置者から事業を承継したうえで、今回の区域拡張に着手いたします。なお、千葉市長、具体的には産業廃棄物指導課における必要な許可は、既に得ております。ちなみに、砂利採取事業の県の認可も、既に下りております。

資料 5－7 の平面図を御覧ください。また、資料の次のページには立面図を掲載しましたので、併せてご覧ください。本件では、採取した砂利を、県内の複数の業者に販売するため、砂利を堆積すると同時に搬出も行うため、堆積量は絶えず変化いたしますが、審査の参考とするため、最大堆積時の平面図と立面図の提出を求めたものです。東側に接する砂利採取地を除き、その他の隣接地からのセットバックを 4 メートルとしております。また、堆積の高さは、最高で、現況地盤から 5 メートルの高さとなっております。堆積により生じる法面は、約 30 度の角度とし、また、2.5 メートルの高さで小段を設けております。本件は、市の土砂条例の適用対象外ですが、土砂条例等に定める一時堆積の基準を満たした方法で堆積を行うこととしております。また、安全確保のため、砂利採取地との境界及び道路に接する部分を除き、周囲に 3 メートルの高さの鋼板塀を設けます。

議案書 20 ページにお戻りください。一時転用期間は、

許可後から本年１２月までとしておりますが、これは、砂利採取の認可期間が本年１１月末までとされていることから、その翌月までに一時堆積も終了する、という内容でございます。先月の農地部会でも御説明いたしましたが、農地法第３条申請後に、１年以内に当該地を耕作の用に供する見込みであれば、いわゆる同条の「全部効率耕作要件」を満たすものと判断されますが、これに沿ったスケジュールとなっております。

最後に、採取予定の砂利についてですが、今回は土砂条例の適用対象外であり、土質検査は義務付けられておりませんが、農地保全の観点から土質検査の実施を権利者に求めたところ、これを実施し、安全性に問題がない旨の検査機関の結果証明書を提出してまいりましたので、参考までにご報告いたします。

補足事項の説明は以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第１分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

黒宮 昇委員

第７項について、こんな短期間でこのような工事ができるのか、確認してもらえましたか。

事務局

こちらの砂利採取場で取れる土砂、砂利の量を確認したところ、１４万立方メートルということです。一方、こちらの堆積場で堆積できる土砂の量は、約６３，０００立方メートルですので、ここに堆積できる量はごく一部になりますが、この１４万立方メートルの土砂を１２月末までに搬出することになりますので、１日当たりに計算すると６５０～７００立方メートルの土砂を搬出するという計画になっていまして、これであれば搬出可能なスケジュールだと認識しています。

黒宮 昇委員

私は以前、近隣の方に話を伺ってきたが、この方たちへの説明はどうなっていますか。

事務局

砂利採取場の区域の拡張ということで、すでに産業廃棄

	物指導課で必要な許可を得ていますが、その手続きの過程で周辺住民への説明が事前協議の中で求められており、産業廃棄物指導課に確認したところ、処理場本体の周辺200m以内、搬入路の周辺30m以内の方に説明をすでに終えており、また、要綱に定める必要なだけの同意を得ているということです。
黒宮 昇委員	過去に、こうしたトラックが通るため農作業に被害をこうむったという話を伺っていましたが、今回は説明を受けた、了承したということですので、私としても注意しておいて、期間が終わってその後農地として営まれることを確認したいと思います。
議長 (伊原茂久部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長 場	——— 挙手 ———
議長 (伊原茂久部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号及び議案第2号第14項から第16項は、許可と決定いたします。
	次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。
	第1分科会委員長、御説明願います。
第1分科会委員長 (西郡高夫委員長)	御説明いたします。 本案件は、地元農業委員による現地調査案件でございます。 第1項は、田中 和夫委員から、申請農地は、すべて自ら耕作の用に供していることを確認した旨の現地調査結果報告書が、農地部会長あてに提出されております。

	第1分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、適格者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。 以上でございます。
議長 (伊原茂久部会長)	ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
議場	——— 質問・意見等なし ———
議長 (伊原茂久部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 第1分科会委員長の説明のとおり、承認とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (伊原茂久部会長)	賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。 次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。第1分科会委員長、ご説明願います。
第1分科会委員長 (西郡委員長)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。それでは、ご説明いたします。 第1項から第9項は、権利者が同一のため一括してご説明します。 なお、一覧表を作成しましたので、議案書の44ページ及び45ページをご覧ください。 第1項から第9項は、若葉区川井町の農業生産法人が、同区大広町在住の方、他8名の方から、若葉区五十土町、

和泉町、佐和町、高根町、及び緑区高田町の田 16 筆、合計面積 26,950 m²に、継続して賃借権を設定するもので、設定期間はいずれも 6 年です。

第 10 項から第 31 項についても、権利者が同一のため、一括して説明します。緑区刈田子町の農業生産法人が、同区刈田子町在住の農家の方、他 21 名の方から、緑区大金沢町、刈田子町、椎名崎町及び椎名崎町駒崎、富岡町、中西町の田 42 筆、合計面積 69,986 m²に、第 10 項から第 14 項は継続して賃借権を設定し、第 15 項から第 31 項は新規に賃借権を設定するもので、設定期間はいずれも 6 年です。

38 ページをご覧ください。

第 32 項は、花見川区長作町在住の農家の方が、若葉区佐和町在住の方の所有する、同町の畑 1 筆、面積 7,054 m²に、賃借権を新規に設定するもので、設定期間は 10 年です。

第 33 項は、若葉区中田町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する、同町の畑 2 筆、合計面積 2,830 m²に、継続して賃借権を設定するもので、設定期間は 10 年です。

第 34 項から第 39 項については、権利者が同一のため一括してご説明します。

第 34 項から第 39 項は、若葉区中田町在住の農家の方が、同町在住の方、他 6 名の方から、若葉区中田町及び緑区高田町の田 9 筆、合計面積 19,744 m²に、第 34 項から第 38 項は新規に賃借権を設定し、第 39 項は継続して賃借権を設定するもので、設定期間はいずれも 6 年です。

第 40 項及び第 41 項についても、権利者が同一のため一括してご説明します。第 40 項及び第 41 項は、緑区平川町在住の農家の方が、同区高田町在住の方、他 1 名の方から、緑区高田町及び平川町の畑 2 筆、合計面積 1,793 m²に、継続して賃借権を設定するもので、設定期間はいずれも 3 年です。

第 1 項から第 41 項までの合計面積 128,357 m²で

す。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。事務局といたしましても、第1項から第41項について、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。説明は以上でございます。

議長
(伊原部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、第1分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。

次に、**議案第8号「千葉市農業委員会農地法第4条第1項の許可及び第5条第1項の許可に係る審査基準の一部改正について」**、及び、関連案件であります**議案第9号「千葉市農業委員会農地造成の適正化に関する要綱の制定について」**を一括して上程いたします。

第1分科会委員長、御説明願います。

第1分科会委員長

御説明いたします。

(西郡高夫委員長)

本案件は、農地造成に係る規定の見直しに関するものです。

農地造成、特に、農地法の一時転用許可が不要ないいわゆる「軽微な農地改良」につきましては、その適正な執行を確保すべく、現行規定の見直しを視野に入れ、昨年中に農業委員を対象に2度のアンケート調査を行い、また、昨年11月と今年1月には全農業委員による検討会を開催し、検討を重ねてきたところです。今回の議案は、それらを通じて得られた方向性を踏まえ、既存の転用審査基準の一部改正と、新たな要綱制定を行う、というものです。

議案の詳細な説明は事務局に委ねますが、第1分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、議案第8号は改正、第9号は制定することが相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

事務局より、補足説明をお願いします。

事務局

御説明いたします。

資料の最終ページをご覧ください。こちらの資料にて、概要を御説明いたします。

まず、議案第8号の審査基準一部改正についてですが、概要の1点目、盛土以外の農地改良行為、例えば切土などの行為について、従来は位置づけが明確でなかったことから、こうした行為も農地造成に当たる旨、明記するというものです。

次に概要の2点目、いわゆる「軽微な農地改良」の範囲に係る部分ですが、期間を「3か月以内」から「原則として、3か月以内」に、盛土等の厚さを「平均1メートル未満」から「原則として、平均1メートル以下」としております。これは、不可抗力による作業の中断等や、埋立て終了後の土地の沈下を見込んだ余盛を考慮したものでございます。埋立て用土については、「①千葉市建設発生土管理基準に掲げる汚染要因に該当する土地から生ずる土砂等」「②農地造成後の予定作物の栽培に適さない土砂等」のいずれにも該当しない土砂等のみを用いることとしております。土地改良区の地区内の田の畑地転換について

は、従来、特に土地改良区の同意を要件としておりませんでしたが、改正後は同意を求めることとしております。農地造成後の耕作予定については、従来は明確に要件とはしておりませんでしたが、改正後は要件とすることとしております。

概要の３点目、審査基準において引用している国の通知が改正されたため、これに伴う項ずれを修正するというものです。

続いて、議案第９号の要綱制定についてですが、概要の１点目、いわゆる「軽微な農地改良」について、従来から実施者に届出を求めておりましたが、その根拠規定がなかったことから、この要綱に根拠規定を置くというものです。

概要の２点目、農地造成について、従来は、１，０００平方メートル以上の分科会現地調査案件のみ、農業委員による現地確認を実施しておりましたが、要綱制定後は、いわゆる「軽微な農地改良」の事案も含め、農業委員と事務局により、現地の確認と、土地所有者等の耕作意思の確認を実施する、というものでございます。

最後に、改正審査基準・要綱ともに、農地部会による議決日をもって施行としておりますが、周知期間を設ける必要があることから、本年６月１６日以降に着手する行為について適用することとしております。

では、議案書４６ページをご覧ください。審査基準に改正に係る議案でございます。次の４７ページから４８ページにかけて、新旧対照表を掲載しております。下線を付した個所が、改正箇所でございます。この新旧対照表の内容を反映した新審査基準案が、４９ページから５６ページに掲載されております。

続いて５７ページからが、農地造成の適正化に関する要綱に係る議案でございます。１ページめくって、５８ページ・５９ページが要綱案の本体となっております。この中の第３条が、軽微な農地改良の届出に関する条文となっております。また、次の第４条が、現地確認等に関する条文となっております。第２項にございますように、原則として、地区担当農業委員及び事務局により現地確認等を行うこととしておりますが、判断が困難な案件等については、その周辺地区の担当農業委員にも応援に加わっていただくことを想定しております。

この後、６０ページ・６１ページに軽微な農地改良届出

	書の様式、62ページに、農業委員と事務局による状況確認を踏まえて作成する確認票の様式を掲載しております。 説明は以上でございます。
議長 (伊原茂久部会長)	ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。
議長	——— 質問・意見等なし ———
議長 (伊原茂久部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第1分科会委員長の説明のとおり、議案第8号は改正、第9号は制定とすることに賛成の方は、挙手願います。
議長	——— 挙手 ———
議長 (伊原茂久部会長)	賛成全員でございますので、議案第8号は改正、第9号は制定と決定いたします。 以上で審議案件は終了いたしましたので、 報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	ご説明いたします。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、議案書の63頁及び64頁に7件ありました。 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の65頁及び66頁に14件ありました。 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の67頁から70頁に26件ありました。

第1号から第3号のいずれも、内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項 受理通知書を交付いたしました。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、議案書の71頁に1件ありました。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、受理いたしました。

報告第5号「農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について」は、議案書の72頁に1件ありました。

地元の農業委員に現地調査をお願いしまして、内容につきましては、記載のとおりです。

現況確認書を農業委員会 会長名で交付しました。

報告第6号「地目変更について」は、議案書の73頁に15件ありました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みです。

報告第7号「千葉県農業会議 諮問に対する回答について(第5条)」は、議案書の74頁及び75頁に12件 ありました。

2月4日に諮問し、2月13日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

他法令が関係する案件につきましては、関係部局と調整のうえ、許可指令書を交付いたします。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議 場

——— 質問・意見等 ———

議 長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成２６年度第１２回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後１４時２５分）